

第3 主要施策の成果

- 3-1 成果の概要
- 3-2 主要事業の概要
 - 1. 政策経営分野
 - 2. 区民生活分野
 - 3. 保健福祉分野
 - 4. 都市整備分野
 - 5. 教育分野
- 3-3 東日本大震災発生後の対応と
主な防災対策への取組
- 3-4 行財政改革への取組成果

主要事業の概要の用語等について

特別会計 …… 特別会計の事業を示す。

[担当課表示] …… 平成24年4月1日付組織機構の改正により担当課が変更になっている場合は次のように示した。

決算年度の担当課名[4/1以降の新担当課名]

【人件費を含めたコスト（参考）】

…… 歳出決算額に、行政評価における一人あたり平均人件費を基に算定した人件費相当額を加えた、総事業費として示した。

【成果指標】 …… 原則として平成23年度の実績及び目標数値を示す。

地方自治法第233条第5項の規定に基づき平成23年度における
主要な施策の成果を提出します。

平成24年9月

杉並区長 田 中 良

3-1 成果の概要

I 平成23年度 主要施策の成果について

1 平成23年度の社会経済情勢と区政の動向

○ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による計画停電や個人消費の低迷、生産・営業設備への甚大な被害などにより、平成23年度の日本経済は厳しい状況からのスタートとなりました。その後、サプライチェーンの修復に伴い、生産活動が上向き、自粛ムードが和らぐにつれて個人消費も上向きとなり、景気は持ち直しに転じました。年度後半からは復興投資や国の補正予算の効果があつた反面、夏以降の急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が景気の持ち直しを緩やかなものになりました。その結果、平成23年度の国内総生産（GDP）は、実質で△0.0%、名目で△2.0%と2年ぶりのマイナス成長となりました。

○ 区の平成23年度予算編成においては、納税義務者数の微減が見込まれ、円高などによる景気の低迷により、特別区税575億円（対前年度当初予算比10億円減）を見込むとともに、財政調整基金から46億円（同1億円減）の取崩し、特別区債を29億円（同29億円増）発行することとし、基金と起債を活用し、区民福祉の充実に努めることとしました。

平成23年度歳入決算では、特別区税は582億円となり、対前年度決算比では5億円の減となったものの、当初計画額を若干上回る結果となりました。財政調整基金は、46億円を取崩したものの、決算剰余金等により68億円を積立てたことにより、年度末残高は22億円の増となりました。特別区債は22億円の発行となりました。

○ 平成23年度は、それまでの基本構想・実施計画等が平成22年度で終了したため、区政を取り巻く諸状況と財政状況を勘案しながら、予算編成を通じて計画的な事業の推進を図ることとしました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、福島県南相馬市をはじめとした被災地支援、区の防災・減災対策の充実、放射性物質に対する区民の不安の解消を図ることなどを目的に補正予算の編成などを行いました。

主な成果について、以下のとおり平成23年2月に発行した「平成23年度区政経営計画書」の分類別に紹介します。

<政策経営分野> 区政運営の総合調整、区政経営改革の推進、公有地活用推進、防犯対策の推進、防災施設整備、東北地方太平洋沖地震等被災者支援 など

<区民生活分野> 町会・自治会活動支援及び協力委託、国際・国内交流の推進、高井戸地域区民センターの改修、商店街振興対策、商店街環境整備 など

<保健福祉分野> 高齢者保健福祉施策の推進、就労支援事業、高齢者の介護基盤整備の推進として特別養護老人ホーム等の建設助成外3事業、児童虐待対策、保育園待機児解消緊急対策として認証保育所運営外4事業、在宅療養支援体制の充実、がん検診、安心して妊娠・出産できる環境づくり など

＜都市整備分野＞ まちづくりの基本方針の推進、都市再生事業、鉄道連続立体交差の推進、耐震改修促進、魅力ある歩行者優先の道づくり、身近な公園の整備、公園の改修 など

＜環境清掃分野＞ 地球温暖化対策の推進、安全美化条例に基づく生活環境の改善、資源の回収、レジ袋削減推進 など

＜教育分野＞ 教育ビジョンの推進、教育職員人事事務、学校教育への支援、高井戸第二小学校の改築、統合校の施設整備、小・中学校空調設備整備、小中一貫校の施設整備、井草中学校の改築、生涯スポーツ振興事業、大宮前体育館の移転改築 など

2 平成 23 年度決算の概要

(1) 予算編成方針

- 平成 23 年度は、今後の 10 年を展望した新たな基本構想・総合計画を策定する極めて重要な年であり、住宅都市としての価値を高め、区民が健やかに、そして豊かに暮らせるまちを築いていくため、「質の高い住宅都市『杉並』」に向けてスタートする予算 「誰もが健やかに、豊かに」と位置づけ、福祉・医療、教育、まちづくりの分野に重点的に予算配分を行いました。

(2) 決算の特徴

- 平成 23 年度の一般会計及び特別会計の収支状況は、【表 1】【表 2】のとおりです。

○ 一般会計

歳入総額の 1,599 億 586 万円に対して、歳出総額は 1,530 億 9,900 万円で、形式収支は 68 億 686 万円となっています。対前年比で、歳入は 16 億 7,245 万円の減 ($\Delta 1.0\%$)、歳出は 5 億 4,996 万円の減 ($\Delta 0.4\%$)、形式収支は 11 億 2,249 万円の減 ($\Delta 14.2\%$) となりました。

歳入では、特別区財政交付金の増 (31 億 7,938 万円増)、繰越金の増 (11 億 6,081 万円増)、生活保護費負担金の増などによる国庫支出金の増 (7 億 2,202 万円増)、児童手当及び子ども手当特例交付金の増による地方特例交付金の増 (2 億 2,269 万円増) などがあるものの、災害対策基金廃止繰入金の皆減や財政調整基金繰入金の減などによる繰入金の減 (51 億 443 万円減)、土地売払収入の減などによる財産収入の減 (11 億 2,539 万円減)、特別区税の減 (4 億 7,840 万円減)、特別区債の減 (1 億 1,630 万円減) などにより対前年比で減となっています。

歳出では、子ども手当や生活保護費の増等による扶助費の増 (18 億 8,521 万円増)、物件費の増 (9 億 8,577 万円増)、予防接種の増等による補助費の増 (8 億 5,740 万円増)、財政調整基金積立金の増等による積立金の増 (5 億 1,268 万円増) はあるものの、人件費の減 (1 億 5,003 万円減)、これまでの繰上償還による公債費の減 (3 億 7,902 万円減)、繰出金の減 (9 億 7,238 万円減)、天沼小学校建設や松溪中学校改築の皆減による普通建設事業費の減 (32 億 5,381 万円減) などにより対前年比で減となっています。

なお、形式収支、実質収支とも黒字となっています。

【表 1】 一般会計の収支状況

(単位：百万円、%)

区 分		平成 23 年度		平成 22 年度	
		決算額	対前年度比	決算額	対前年度比
歳入総額	A	159,906	99.0	161,578	103.4
歳出総額	B	153,099	99.6	153,649	102.7
形式収支	C(A-B)	6,807	85.8	7,929	117.2
翌年度へ繰り越すべき財源	D	80	14.5	553	120.4
実質収支	E(C-D)	6,727	91.2	7,377	116.9

※百万円未満四捨五入

【表 2】 特別会計の収支状況

(単位：百万円)

区 分		国民健康保険 事業会計	用地会計	介護保険 事業会計	後期高齢者 医療事業会計
歳 入	予算現額	50,254	—	31,586	11,210
	収入済額	51,344	—	31,433	10,958
	予算現額と 収入済額の差	1,090	—	△153	△252
	収入率 (%)	102.2	—	99.5	97.8
歳 出	予算現額	50,254	—	31,586	11,210
	支出済額	49,847	—	31,120	10,662
	執行残額	407	—	466	548
	執行率 (%)	99.2	—	98.5	95.1

※ 百万円未満四捨五入

(3) 財政の健全化と財政指標

○ これまでの行財政改革の計画は平成 22 年度で終了し、新たに「平成 23 年度行財政改革の推進方針」を定め行財政改革に取り組みました。

➤ 平成 22 年度に引き続き、平成 23 年度も外部評価委員会による事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）を実施し、その結果を平成 24 年度予算に反映しました。また、平成 22 年度事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）の対象とした本庁土日開庁の見直しなどに着実に取り組みました。

➤ 新基本構想を支える新たな区政経営改革の方針及び計画として、「杉並区総合計画（10 年プラン）」の中で行財政改革基本方針を定めるとともに、「杉並区実行計画（3 年プログラム）」の中で行財政改革推進方針に基づく取組項目を定めました。

① 基金について

平成 23 年度は、リーマンショック以降の厳しい社会経済状況の中で、区財政は特別区税等の減収など極めて厳しい状況にあることから、将来を見据え、基金と起債を活用し、区民福祉の充実に努めることとしました。

財政調整基金については、46 億円を取り崩しましたが、歳入歳出決算剰余金等を活用し 68 億円を積立てた結果、平成 23 年度末の基金残高は、前年度末を 22 億円上回る 224 億円となりました。

施設整備基金については、井草中学校の改築や小・中学校の空調設備整備等のため 31 億円を取り崩した結果、平成 23 年度末の基金残高は、前年度末を 30 億円下回る 76 億円となっています。

② 特別区債残高について

特別区債残高は、平成 12 年度末の 942 億円をピークに、その後、減税補てん債の発行額の圧縮や満期一括償還を行ったことなどにより、大きく減少しました。

平成 23 年度は、井草中学校の改築や大宮前体育館の移転改築等のために 22 億円の特別区債を発行する一方、建設債の一部を繰上償還した結果、平成 23 年度末の特別区債残高は 152 億円となり、前年度末に比べて 13 億円の減となっています。

以上のように、厳しい財政状況の下での財政運営の結果、主な財政指標は次のとおりです。

○ 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、82.7%となり、前年度の 84.0%を 1.3 ポイント下回りました。これは、特別区税が減となったものの、財政調整交付金の増や地方特例交付金等が増となったことにより、経常一般財源が前年度を大きく上回ったことが主な要因です。

○ 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、6.2%となり、前年度の 6.5%を 0.3 ポイント下回りました。

○ 公債費比率

公債費比率は、1.5%となり、前年度の 2.1%を 0.6 ポイント下回りました。

3 財政健全化法に基づく指標（健全化判断比率）

（1）地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- 平成 19 年 6 月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）が制定されました。この法律は、現行の地方財政再建制度を抜本的に見直し、新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新しい制度を整備することにより、地方分権時代にふさわしい地方の自己規律による財政の健全化を推進するものです。

- この法律で新たに設けられた財政指標は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標です（この4指標を「健全化判断比率」といい、また、「将来負担比率」を除く3つの指標を「再生判断比率」といいます。）。健全化判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「早期健全化基準」と言います。）以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないとされています。また、再生判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「財政再生基準」と言います。）以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされています。

「財政の早期健全化」段階は、各自治体の自主的な改善努力による財政の健全化を行なう段階ですが、更に財政状況が著しく悪化した「財政の再生」段階になると、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合には、一定の事業を除き、地方債の起債制限を受けるほか、財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等の措置を勧告できるなど、国等の関与による確実な再生を担保すべき段階とされています。

(2) 健全化判断比率

平成23年度決算に基づく健全化判断比率は、【表3】のとおりです。

【表3】

(単位：%)

	杉並区	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－	11.25	20.00
② 連結実質赤字比率	－	16.25	30.00
③ 実質公債費比率	△4.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	－	350.0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計です。

平成23年度一般会計の実質収支額は67億2,678万4千円の黒字であり、計算上の比率はマイナス6.15%となりますが、実質赤字額がないため「－」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は11.25%、財政再生基準は20%となります。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の3つの特別会計です。

平成23年度の連結の実質収支額は88億3,255万6千円の黒字であり、計算上の比率はマイナス8.08%となりますが、連結実質赤字額がないため「－」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は16.25%、財政再生基準は30%となります。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3ヵ年の平均）です。

平成23年度の実質公債費比率はマイナス4.0%となりました。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となります。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

平成23年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回ることから分子がマイナスとなり、計算上の比率はマイナス106.9%となりますが、将来負担額がないため「-」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は350%となります。

4 今後の財政運営に向けて

- 日本経済は依然として厳しい状況にあるものの、東日本大震災後の復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあり、平成24年1~3月期の実質国内総生産（GDP）は前期比1.2%増、年率換算で4.7%増となりました。

平成23年7月の政府見解は、「景気は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」としていますが、「欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高いなかで、世界景気に減速感が広がっている。こうした海外経済の状況が、金融資本市場を通じた影響も含め、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、電力供給の制限、デフレの影響等にも注意が必要である」としており、予断は許されない状況です。

このような経済情勢の下で、今後の区財政においては、たとえ景気が一時的に上向いたとしても、かつてのような収増は見込めず、引き続き厳しい財政状況が続くものと想定されることから、今後とも引き続き慎重な財政運営に努めていく必要があります。

- 都区財政調整協議

平成24年度の都区財政調整協議は、東日本大震災の影響による電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、海外景気の動向など、景気の先行きが不透明な状況を反映して、さらなる収減が懸念され、引き続き大変厳しい財源状況が見込まれる中での協議となりました。特別交付金のあり方や都市計画交付金の拡充等の現行制度上の諸課題の解決とともに、財源対策をはじめとした、引き続き厳しい財源状況にどのように対応するかが焦点となりました。

協議の結果、新規算定は、予防接種費と緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業費の2項目、算定改善等は、議会運営費など33項目、その他、財源対策として、投資的経費における臨時的起債充当など2項目が反映されることとなりました。また、特別交付金の算定については、算定項目に新たな区分を追加することとなりました。

今後の都区のあり方については、都区協議会の下に「都区のあり方検討委員会」が設置され、平成19年1月以降、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政

制度の3点が検討されてきました。都区の事務配分については、検討対象とした444項目について方向性付けが終了し、今後とも、特別区の区域のあり方、税財政制度とともに検討を進めることとなっていますが、都区制度改革は道半ばの状況にあります。他方で、国から地方への税財源移譲の問題は未だ解決していません。区は、区の自主的・自律的な行財政運営を可能とする真の自治・分権改革の実現と今後の都区制度改革の推進に取り組めます。